

令和 4 年 度

定 期 監 査 の 結 果 報 告 書

四万十市監査委員

4 四 監 第 179 号
令和 5 年 3 月 30 日

四 万 十 市 長 様
四 万 十 市 議 会 議 長 様
四 万 十 市 教 育 長 様
四 万 十 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 様
四 万 十 市 農 業 委 員 会 会 長 様

四 万 十 市 監 査 委 員 藤 近 幸 久

四 万 十 市 監 査 委 員 林 大 三 郎

四 万 十 市 監 査 委 員 宮 崎 努

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により結果報告書を提出します。

(はじめに)

定期監査を行う項目は、前年度までの監査における①数値の正確さといった提出資料の内容②質問事項への回答の適切さ等や③各課が資料作成に要する時間等も考慮しつつ項目の必要性を再確認し、昨年度に大幅に改めた。大雑把に言えば、監査項目は必要最小限に留め、その中で、より具体的で実効ある事務改善につながる監査を行うよう心掛けた。

よって今年度は、昨年度の監査の指摘項目の改善が図られているかを視点の一つとし、基本、昨年度と同じ監査項目としている。以降も内容が硬直しないよう、監査事務全般の見直しを図っていく。

第1 監査項目について

1 机上監査について

定期監査資料として提出を求めた項目は、次のとおりである。限られた監査時間内での適正量を考慮し、例月現金出納検査でも内容確認をしている項目は重複しないよう監査項目から外しており、殆ど昨年度と同じである。

監 査 項 目	主 な 内 容
調定及び未収金調べ	滞納整理の有無・督促状発送の有無
委託料に関する調べ	契約の方法・見積徴収者数・支払方法
市単工事執行状況調べ	契約の方法・見積徴収者数・契約変更金額
備品購入調べ	購入額・備品台帳登録番号
補助金等の支出に関する調べ	収支決算額・支払方法・交付日
計（5項目）	

2 現場監査について

監査に要する時間と効果を考慮し、昨年度に続き、現場での監査は取り止めた。

なお、毎年度の実施事業や例月現金出納検査・決算審査等での事業執行状況を勘案し、現場での確認が必要と思われる場合には実施するものである。

第2 監査の方法等について

1 監査の実施期間

令和4年11月14日から令和5年1月20日まで

2 監査対象の会計

監査の対象は、以下の14の会計である。

なお、住宅新築資金等貸付事業会計が平成3年度をもって廃止されたので、1会計減である。

一般会計、国民健康保険会計事業勘定、国民健康保険会計診療施設勘定、奥屋内へき地出張診療所会計、後期高齢者医療会計、と畜場会計、幡多公設地方卸売市場事業会計、鉄道経営助成基金会計、幡多中央介護認定審査会会計、介護保険会計保険事業勘定、園芸作物価格安定事業会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計

3 監査対象の課等

監査の対象は、以下の27の課等である。

なお、本庁にあっては収納対策課が、西土佐総合支所にあっては保健課が廃止されたことにともない、それぞれ1課減である。

(1) 本庁（24課等）

議会事務局、総務課、地震防災課、企画広報課、財政課、市民・人権課、税務課、環境生活課、子育て支援課、健康推進課、高齢者支援課、観光商工課、農林水産課、まちづくり課、上下水道課、会計課、市民病院事務局、福祉事務所、教育委員会事務局学校教育課・同生涯学習課・同教育研究所、選挙管理委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局

(2) 西土佐総合支所（3課等）

地域企画課、産業建設課、西土佐診療所

4 監査の方法

令和4年度上半期の事務執行が適正かつ効率的に行われているかについて、それぞれの課等から資料の提出を受けるとともに関係職員から内容を聴取した。また、これまでの定期監査において検討や改善を求めた事項が的確に実施・反映されているかについても、特に留意し検証した。

第3 監査の所見について

1 全体についての所見

一部の事務処理において、検討・改善を要する事項が認められた。また、①過去に指摘している事項の検証では、本年度の監査でも一向に改善されていないものがあるし、②監査で取上げるような事案では無い事務の基本中の基本を逸脱した処理をしている事

案もあり、適正な事務を執行しようとする意識が希薄であると言わざるを得ない。以下に一部の事例を挙げるが、これらにかかわらず各課等が自ら事務を見直し、適正な事務執行をされたい。そのためには、法令や市の各種規定等を再確認し、何よりも課長等が責任をもって確かな認識と判断のもとに決裁を行うよう強く指摘する。

各項目の所見に記した以外の監査の場で認められた軽易な事項は、その都度口頭で指摘をしたので省略する。

なお、地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づき又は結果を参考として措置を講じたときは、その内容を監査委員に通知するものとされている。過去には措置報告が遅滞したことがあるので、本年度も留意されたい。

2 調定及び未収金についての所見

調定期、納期の設定方法、督促状の発送、督促手数料・延滞金を含む滞納整理の状況等について内容を聴取した。その結果、①調定する時期が遅れているもの②納付期限の設定が曖昧であるもの③督促状を発していないもの④公法上の債権で督促手数料・延滞金を徴収していないもの等があった。これらの中には毎年度指摘しているものもあり、適正な事務執行をするよう全庁的に取組むことを強く求めるものである。

また、件数の少ない案件の随時の収入では、納付状況を担当者に任せっきりで役職者は何も確認していないという事例があった。全課ではないだろうが、確認と指導・指示を的確に行うよう努められたい。

今後も、職員の徴収に関する専門知識の涵養を図り、適正な債権回収に努めること。

3 委託料についての所見

業務委託は事務の効率化の観点から様々な分野で行われ、その内容も多種・多様である。全業務委託に占める随意契約の割合を見てみると、件数で93.8%（前年度96.5%）、金額で75.9%（前年度81.6%）である。また、1者見積による随意契約の件数は全体の70.4%を占めている。言うまでもなく、契約は一般競争入札によることが原則であり、一定の条件に該当する場合のみ指名競争入札・随意契約によることができる（地方自治法第234条第2項）ものである。特に随意契約については、契約相手の選定が恣意的に行われるおそれがあること等から、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として地方公共団体の契約締結方法に制限を加えている法令の趣旨を勘案すると、より慎重な運用が求められる。

例えば、見積書の徴収者数は原則として2人以上である（契約規則第27条第1項）が、予定価格が10万円以下のもの（同項第3号）は1人でも良いこととしている。しかし、実務では①公金を扱っていること②契約は競争入札が基本であるという意識が薄れてい

るように感じる。競争入札が原則という大前提を疎かにし、「違反していないので問題ない。」との安易な感覚で事務執行している風が見られる。基本に立ち返り、どうするのがベターであるのかを考えた事務執行を望む。

随意契約案件での問題は、③起案者が何の疑問も持たずに前例踏襲で行っていること④役職者が内容を確認せずに決裁していることである。各課長等には責任を持って、適正・的確な判断により決裁することを求める。

令和４年度業務委託状況（９月末現在）

（単位：千円・％）

	全 体		左の内、随意契約			
	件数	金 額	件 数 (全体比率)	内、１者随契 (全体比率)	金 額	全体比率
一般会計	786	2,086,993	733 (93.3)	532 (67.7)	1,602,135	76.8
特別会計	158	48,239	158 (100.0)	136 (86.1)	48,239	100.0
企業会計	94	333,874	83 (88.3)	63 (67.0)	223,137	66.8
計	1,038	2,469,106	974 (93.8)	731 (70.4)	1,873,512	75.9

４ 市単工事についての所見

昨年度のように、発注前の協議・調整が足りず大幅な設計変更をした工事はなかったが、一定規模（１割程度）の変更をしたものはあった。適正・適切な設計をすることは勿論であるが、課長等は設計内容が精査されたものであるのか充分に確認し、必要な変更は建設工事等設計変更に関する事務取扱要領に基づき適切に処理をされたい。

５ 備品購入についての所見

令和４年９月末日現在で784点・87,184千円を購入している。この内、財産に関する調書に記載すべき車両及び取得価格50万円以上の重要物品は７件で、購入額は18,203千円である。

なお、令和５年４月からの物品取扱規則の改正により、備品単価は現行の取得金額１万円以上（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）から10万円以上に、重要備品は50万円以上から100万円以上となる。令和６年３月31日が新しいルールによる物品台帳の整備期限であるので、全てを再確認し適正な整備をされたい。

６ 補助金についての所見

補助金は、「公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。（地方自治法第232条の２）」ものであり、公益上必要であるかどうかは全くの自由裁量では

なく、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。つまり、補助対象の事業が公益上必要であるばかりではなく、その補助額も公益上必要な範疇かを把握し、その有効性・必要性の検証を行わなければならない。

そうした観点から監査したが、一向に改善されない以下の事案が見受けられるので、確かな認識と判断により、課長等は責任をもって決裁をするよう強く指摘する。

- (1) 繰越金がありながら年度当初に前金払をしているもの。
- (2) 全部又は一部を前金払しているものの、その額を前金払しなければならない理由が何ら記されていないもの。
- (3) 補助をしたものの繰越金が生じ、精算の在り方を問われるもの。
- (4) 補助の必要性・制度に疑問があるもの。

第4 個別に指摘すべき事項について

1 調定及び未収金について

昨今は、担当者の努力により未収金の滞納整理が進んでいると認められる部署が増え、一定の評価をする。しかし、これまで何度も指摘してきたことであるが、滞納がありながら督促すらしていない部署がいまだにあり、課長等の意識の違いが事務執行に如実に表れている。徴収を専門とする部署の知見を得たりして、適正な事務執行に努めるよう強く求めるとともに、課長等の意識の改革を望みたい。

昨年度も指摘したが、納期限の設定の取扱いが課によって、又は同一課内にあっても“まちまち”である。納期限の考え方が全く不適切な事案も見られ、統一した取扱いルールの制定が必要である。早急に対応するよう求める。

【事例1】 ①電話で納付の確約が取れた②信頼関係で納付して貰っていた③納付したかの確認をしていなかったことにより督促状を発していない。(企画広報課)(福祉事務所)(環境生活課)(まちづくり課)(西土佐診療所)

【事例2】 普通財産の賃貸借について、貸付料の納期限の設定を賃借人の“資金繰り”を考慮し設定したとしている。普通財産の貸付料は前納させなければならない(財務規則第111条第4号)が、“市長が特にやむを得ないと認める時”は随時に納期を定めて納入させることができるものである。

賃借人は公の財産を借りることにより便益を得るわけであり、公の財産の賃借料を優先しない資金繰りが市長の特認事項になり得るのか。(企画広報課)

【事例3】 行政財産の賃借料の納期限設定において、賃借人の“負担軽減のため”とし

て2回に分けての支払いとしている。行政財産の貸付料は前納させなければならない（行政財産の目的外使用に関する条例第3条第4項）が、“市長が特にやむを得ないと認めるとき”は随時に納期を定めて納入させることができるものである。

賃借人は公の財産を使用して収入を得て（営業して）おり、市長の特認事項になり得るのか。（企画広報課）

【事例4】 生活保護費返還金の未収金について、昨年度は「保護廃止・死亡者については戸籍等の確認を行い、支払能力を見極めて不納欠損処理を検討」との回答であった。今年度は「債権回収の知識が充分でなく、人員も不足。収納対策室への移管を交渉しているが方針は定まっていない。」としている。他の課等も同様の課題を持つが徐々にでも解決を図ろうとしている中、この1年間、未収金の処理は元より対策の進展が全く無い。（福祉事務所）

2 随意契約の締結について

委託料では、昨年度に続き、特に随意契約をする根拠に注目してヒアリングを行った。結果、今年度から①競争入札としたものや②随意契約でも見積徴収者数を増やしたといった一定の改善が認められたものもあった。

しかし、地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び第5号から第7号の各号を根拠として随意契約を締結しているものの、その具体的な根拠理由を事情徴取すると、③全く曖昧なものであったり④客観的な考察がなされてなく主観的な理由であった⑤初年度の契約を随意契約で行い、次年度以降を「当該事務・事業に精通している」といった理由にしたりといった、随意契約とすることが不適当な案件が相当数あった。競争入札をせずに『積極的に随意契約とする理由を探している』ように感じられる。法令に則った厳正な事務執行を求める。

＝参考＝地方自治法施行令167条の2第1項（抜粋）

- ・ 第1号 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- ・ 第2号 性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ・ 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ・ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ・ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みがあるとき。

- ・ 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ・ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。

【事例1】 「原版を持っている」や「以前、同じ業務を受託しコンテンツ（動画・素材）を持っている」という理由で1者随契しているが、随意契約とする根拠になっていない。また、委託事業の成果品・データの著作権の取扱いが不明確であることが分かった。関係法令を調査し、必要に応じ契約条項に取扱いを盛り込む対応をされたい。（健康推進課）（農林水産課）

【事例2】 昨年度も指摘したが、委託業務全てが随意契約となっている。競争入札が相当な業務は入札執行し、随意契約が妥当な案件であっても安易な1者随契は控えること。（観光商工課）

【事例3】 指名競争入札に付したが不落となり、“来年度実施予定の工事の予算見積りに合わない”として不落随契したもの。随意契約ができるのは「再度の入札に付し落札者がいないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）」であり、法令に反している。（地域企画課）

3 補助金等の支出について

補助金は前金払をすることができる経費であるが、前金払は支出の特例であることから、その利用や支出時期については十分な考察が必要である。しかしながら、従前から行っていることを理由に、事業実施状況や決算状況等を考慮することなく前金払するものが散見される。

【事例1】 住宅耐震改修工事補助金の交付決定を受けたにもかかわらず、補助対象者が資金の都合を理由に長期に渡り改修工事を実施していない案件がある。これらは、補助を希望する者が他にもおり、補助交付決定を取り消し、その予算を他者に回すべきである。（地震防災課）

4 番外（支給した公費の適切な処理について）

有害鳥獣捕獲報償費について、滋賀県の猟師30人が国税庁の税務調査を受け、1億7千万円の申告漏れを指摘されたとの新聞報道があった。再度、適正な税務申告をするよう指導されたい。（農林水産課）

（おわりに）

幾つかの課等にあつては、事務が改善されていると認められるものもあるが、全体的に

は、まだ、粗雑な事務執行が目立つ。課長等は、不測の事案への対応や通常業務での起案・支出伝票等においても確認・精査・審査を充分に行っているのか疑問な案件が多々ある。何らの考察・指導をしないまま、ただ単に押印しているのではないかと考えざるを得ない。

役職にある者、特に課長等の職にある者は充分にその職責を果たしているか、果たそうとしているか。各々が今一度、自身が為すべき事を考えて対応されんことを望む。

＝参考＝四万十市事務執行基本規定（抜粋）

（課長等の基本的職能）

第19条 課長等は、第10条の規定において課に割り当てられた業務のすべてについて統理し、当該業務に関して市の統合的な事業計画の立案、修正、調整等に参画し、決定又は承認された計画、方針に添って直下位者を通じて課所属員に実行を命じ、これを指揮監督して課の全業務を効果的、能率的に処理し、遂行する任務を有する。

2 課長等は、分掌事務を遂行するため必要な情報を収集分析し、上司に対し適確な情報を提供し、助言するとともに、配属職員に対して必要な情報を伝達するものとする。

3 課長等は、配属職員が職務遂行のため、最善の努力を払い、有効な方法で執務するために必要な指導、教育を行い能力養成を図るとともに執務について積極的に意見を聴取する等によりその志気を高め、かつ、自己の能力の増進を図り垂範するものとする。

4 課長等は、分掌業務の執行状況について整理要約のうえ適時上司に報告しなければならない。

（組織単位の長、主管者の責任権限の原則）

第30条 組織単位の長又は主管者の職位にある者は、自ら又は部下所属員を指揮監督して、当該組織の分掌業務のすべてを処理遂行することを職責とする。

（起案に係る責任の明確化）

第31条 決裁に関し、決裁権者は決裁について、起案責任者は起案書の作成及び協議調整について、合議を受けた者は当該合議について、起案書の作成を補助した事務担当者は、当該起案書作成を補助した作業内容についてそれぞれ責任を負うものとする。